

改修内容及びバージョンアップの方法について

1 改修内容

改正商業登記法が平成27年10月5日から施行され、本法の規定により登記の申請書に添付しなければならないとされている登記事項証明書は、申請書に会社法人等番号を記載した場合には添付を省略することが可能となります。これに伴い、商業・法人登記手続の申請書様式の一部において、会社等の登記事項証明書の添付を省略する場合には、その旨及び当該会社等の会社法人等番号を添付書類欄に記載するよう、注意書きを追加する改修を行いました。

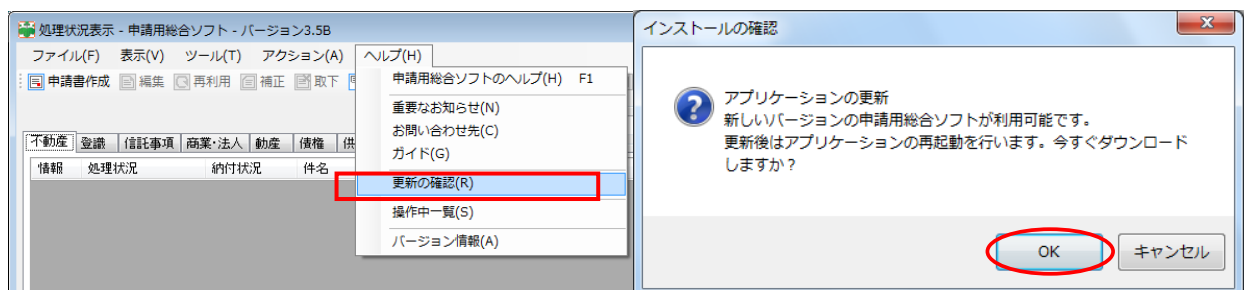
2 バージョンアップの方法

平成27年10月2日(金)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されませんのでご注意ください。



(参考)

「処理状況表示」画面の「ヘルプ」メニューの「更新の確認」からも申請用総合ソフトをバージョンアップすることができます。



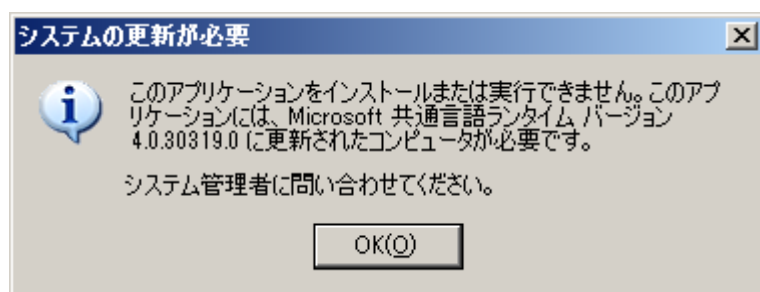
※ バージョン3. 4A 以前の申請用総合ソフトをご利用の場合は、上記方法によりバージョンアップすることができませんので、「利用可能な更新があります」ダイアログから、「OK」ボタンをクリックして、バージョンアップを行ってください。誤って「スキップ」ボタンをクリックし、1週間以内に申請用総合ソフトのバージョンアップを行う場合は、申請用総合ソフトのアンインストール及び再インストールを行ってください。

なお、申請用総合ソフトをアンインストールした場合でも、これまでに作成・送信した申請データや、各種公文書、登記識別情報に係る申請者の鍵情報を管理するデータフォルダは削除されないため、申請用総合ソフトを再インストールした場合には、これらのデータをそのまま利用することができます。

3 注意事項

(1) ご利用のPCに.NET Framework 4 又は 4.5 がインストールされていない場合

以下のメッセージが表示された場合は、.NET Framework 4 又は 4.5 がインストールされていないため、[「.NET Framework4 又は 4.5 のインストールについて\(2\)インストール方法」](#)の手順を実施し、.NET Framework 4 又は 4.5 をインストールしてください。インストール後、申請用総合ソフトを起動すると再度「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、バージョンアップを行ってください。



(2) 申請用総合ソフトがウイルス対策ソフトにより誤検知される事象について

申請用総合ソフトをバージョンアップした際、ご利用のウイルス対策ソフトの設定によっては、申請用総合ソフトがウイルスを含むアプリケーションとして誤検知される可能性があります。この場合、**申請用総合ソフトのインストールが正常に完了せず、「アプリケーションが起動できません。アプリケーションのベンダに問い合わせてください。」とメッセージが表示され、起動できないことがあります。**

上記の事象が発生した場合は、一時的にウイルス対策ソフトの機能を停止した上で、申請用総合ソフトをアンインストールし、再度インストールをお試しください。

なお、ウイルス対策ソフトの機能の停止方法につきましては、ご利用のウイルス対策ソフトのお問合せ先にご確認ください。